

半数を超えたのも危機感の広がりを示す（安全保障関連法に反対する学者の会）調べ、二〇二〇年一二月二九日）。

ところが大学の発信がない。学長なりが大学として声明を発しているのは、五大学に過ぎない。国立大学協会など大学団体も見解を示していない。

国立大学協会長永田恭介筑波大学長は、中央教育審議会大学分科会長を務め、高等教育政策に深く関わり、筑波大学は指定国立大学法人となっている。政府批判にはためらいも生じるであろう。

日本を代表する東京大学は、総長声明を発しているが、「憂慮する」だけで、任命拒否を非難していない。五神真総長は、甘利元経産大臣と内閣府主導の「大学改革」に辣腕をふるっている橋本和仁氏が、手を組んで総長の座に押し上げた（異見文論　自民党税調会長・甘利明　国立大学は『知識産業』の自覚を）『文部科学教育通信』四七一、二〇一九年一二月二一日）。

要するに、大学は急速に産官学複合体に組み込まれ、政府が法令解釈を捻じ曲げて、学術の独立性を侵害しても、学術を守る立場を闡明しないかしょとしない。『毎日新聞』（二〇二〇年一二月二四日）による国立大学長八六人対象の学術会議問題に関するアンケートでは、六割強が回答せず、回答した三三大学長中二二大学長が匿名を希望した。この一〇年間、国立大学は、運営費交付金の削減やミッション

の再定義、人文・社会科学・教員養成系の縮小など、政府の指示による組織改組が推進され、自立性を失ってきた。政府が批判する大学に制裁を加えるのではなく脅迫のもの無理はない。ここでも政府は道理ある存在として信用されていない。

しかし、学問の府が学問的見識に基づいた発言をためらい、是を是とし、非を非とできないなら、その教育研究の真実性を誰が信頼するだろうか。また、回答した三三大学長中、「学問の自由」の危機につながるとするのは一一にとどまる。影響を恐れて匿名を希望しながら、この事態を「学問の自由」の危機と考えないとは、どういう思考様式なのだろうか。問われているのは、内閣法制局の専門性、政府の信用性だけではない。大学人の見識と学問観も同様に試金石であるというほかない。

注1 田畠茂一郎ほか編『大学問題総資料集Ⅶ 大学の自治と管理運営』（一九七二年、二九四—二九六ページ）。

注2 なぜかこの判例は『別冊ジャーリスト 教育判例百選』の第二版（一九七九年九月）第三版（一九九二年七月）に採録されず、『別冊ジャーリスト 憲法判例百選I』第三版（一九九四年九月）、第四版（二〇〇〇年九月）に採録されているが、第五版（二〇〇七年二月）からは載っていない。

草津町議会リコール事件

議場でのセカンドレイブはなにを見せたか

底を生きる女性たち



筆者撮影

北原みのり

きたはら・みのり 作家。一九九六年にフェミニズム視点のセックストイショット「ラブビー・スクラップ」をはじめ、著書に『毒婦』（朝日新聞出版）『日本のフェミニズム』（編著、河出書房新社）など。

二〇一九年三月、性暴力事件の無罪判決が四件続いたことから、私は性暴力に抗議するデモを呼びかけた。現在、それは「フラワーデモ」と呼ばれ、全国四七都道府県どこかで毎月一一日に必ず行なわれるデモにまで発展した。フラワーデモのきっかけとなつた裁判は、検察が控訴しなかつた一件をのぞき全て逆転有罪となり、声をあげるのは無駄ではないという希望を、性被害当事者たちの声の力が紡いできた。

この間、私は様々な地域でフラワーデモに参加してきた。驚いたのは、どの地域でも参加者たちが、「この県が日本で一番酷いと思う」と語ることだった。この県は満員電車

はないのに痴漢が多い、この県は保守的で夫の許可がないと働けない、この県はDV被害者が多すぎる……。「ここは最悪」と訴えるように話す女性たちに出会つてきた。都心のデモだけでは見えなかつた、日本全土を重く覆うミソジニーに喘ぐように生きている女性たちの痛み。「ここが底」と思つてくらす女性がこれほど多い現実こそが、フラワーデモが全国に広がる理由だったのだろう。

二〇二〇年一二月一日、私は群馬県草津町で開かれたフラワーデモに参加した。呼びかけたのは元草津町議員の新井祥子氏だ。草津町長からの性被害を電子書籍で告発したことを見つかり、他の議員等が主導したりコール投票により一二月六日に失職させられた。町長は新井氏を名譽

毀損で刑事・民事で訴えていたが、まだ結論は出ていない。裁判での決着を待たずに草津町議会は、新井氏の訴えを嘯と断定した。政治家自らリコールを率先する事態に全国

の注目が集まるなか、草津温泉の名所である湯路広場には、県内・外から一五人ほどが花を手に集まつた。

無記名で、忠告のようなメールがきていた

「草津温泉湯路広場は、草津町条例に基づき設置及び管理されている町有施設です。通行や休息等、一般的な用途以外の行為に使用しようとする場合には、規定の様式により使用しようとする日の一四日前までに申請し町長の許可を受けることが必要であり、また使用時間等に応じた使用料の納付も必要となります。ご利用を計画いただきます場合には、十分ご注意くださいますようお願いいたします」

これまで全国でフラー・デモは行なわれてきたが、このような連絡が行政から届いたのは初めてのことだつた。フラー・デモは、基本的には公園や広場で行なうシユプレヒコールすらあげない静かな集まりのため、届け出をしない地域は少なくない。そもそもデモは私たちの権利である。多分……（と不安にさせられるような草津町からの文面であつた。

草津町議員は全員で一二名。新井氏は一年に当選した草津町史上初の、そして未だに唯一の女性議員だ。

新井氏の除名が決議された日の議会をみた。それは地方議員を除名させるのはこんなにも簡単なのかと驚くほど、スピード感のあるものだった。懲罰特別委員会がその場でつくられ、新井氏に弁明は許されたが形式的なものに過ぎず、鮮やかなスピード感と滞りのない進行で、議員一〇人の賛成多数で新井氏の除名処分が決められたのだった。反対したのは無所属の中澤康治議員で、八〇代のこの男性議員だけは、「(除名は) 大変重い懲罰だと思います。(草津町議会に) 女性は一人しかいません。全て男性で、男性の論理



図1 草津町バスターミナルに貼られた
リコール推進のポスター（筆者提供）

「女性は嘘をつく」と
発言した杉田水脈衆議院議員の辞職を求める
性暴力の告発に対し
「いたでござん」と
いう一言で遮られた。

地方議会の男女差別

排除したい者を数の論理で排除する議会のあり方は、決

議員の多くは、町の産業を支える企業の役員である。議員は経営者、町民は従業員という構造があるなかで、議員が率先する署名運動に抵抗できない人もいたのではないか。リコール投票前に草津町を訪ねたのだが、バスター・ミナルなど、人が集まる場所に新井氏のリコールを求めるポスターが貼られていた。町民によればリコールを求める街宣力も走っていたという。本来ならば市民の権利であるリコールが、権力によって利用されたのだ。

署名には「四万筆近くが寄せられたが、『国会議員を辞職させることはできない』と、自民党は署名受け取りをさえ拒否した。それなのに地方議員はこんなにも簡単に除名されるものなのかと衝撃を受けた。

その後、新井氏は除名処分を不服とし、上級行政庁の群馬県知事に不服申し立てを提出した。その結果、二〇年八月に除名処分は取り消され、新井氏は九月から正式に議会に戻れたのだが、今度は議長等が「町民として」、新井氏のリコール投票を求める署名運動をはじめた。草津町は有権者約五〇〇〇人、その三分の一以上が署名に賛同しリコール投票が行なわれることになった。

二〇一九年一一月、群馬県草津町の新井祥子議員（当時）が、町長から性被害を受けたと電子書籍（飯塚玲兜『草津温泉 漆黒の闇五』）で告発した。町長はすぐに新井氏と著者の飯塚氏を名誉毀損で刑事と民事で訴え、積極的に自身の潔白を訴えはじめた。また同年一二月一日に開かれた草津町議会では、「議員としての品位を著しく汚した」と新井氏は余罪処分にされた。

あつけない「除名」、そしてリコール投票へ

すぐに草津町の条例を確認したが、条例で明記されているのは商業イベントに関する規定のみであった。イベントではなくデモであること、また主催者は草津町民だと返信すると、その町民に観光課に連絡し、所管警察署に相談するよう伝えてほしいとの返信がきた。警察の名を出すなど、この問題にセンシティブになっているのが伝わった。

いつたい日本有数の温泉町の議会で、何が起きているの

して草津町議会だけの問題ではない。昨年、湯河原町議の土屋由希子氏が、町税滞納者名簿を議員等が確認していることに異議を唱え懲罰対象になった。二〇一八年、熊本市議の緒方タ佳氏が、議場が乾燥しているからとのど飴をなめていたことで、出席禁止処分を受けた。緒方氏はそれ以前に、議場に乳児を連れてきたことで議会を止めると問題にされていた。二〇一七年には、元宮古島市議の石嶺香織氏が、自衛隊誘致に反対してSNSで「(自衛隊がくれば)婦女暴行事件が起きる」と記し、議員辞職勧告を受けた。最近では隣の議員が質問もせずに座っているだけの様子を批判的にSNSに記した埼玉県日高市議の田中まだか氏が、議員辞職勧告を受けた。二〇一〇年と一四年には徳島県藍住町で、西岡恵子氏が、自宅の光熱費が少ないことは居住実態がない証左だとされ、失職が可決された(西岡氏は裁判に訴え勝訴した)。

もちろん男性議員にも懲罰は与えられているが、地方議会の女性比率は全国平均で一六・六%(一九年)、女性がゼロまたは一人の議会は全体の四五%を占める。女性議員が圧倒的に少ない割に、女性への懲罰が目立つ。男性議員の懲罰の場合、公然猥褻で逮捕された港区議、女性議員の机を物色し刑事事件になつた富山市議、検便の入つた袋を投げつけ辞職勧告になつた岡山県赤磐市議などが記憶に新しい。

大きなパネルに、「どこで私にいかがわしい行為をさせられたのか答えて下さい」と町長が新井氏の目の前で迫ることがあった。「裁判で明らかにしていきます」と新井氏が答えるも、執拗に「答えなさいよ!」と大声を出し、
「私は犯された女性ならば、とても(加害者と同じ空間の)ここにはいられない」「それがあなたは平然として、平気で私の目を見る」「神経が分からぬ」と責めた。
「あなたは被害者ではない。なぜならあなたは被害者らしくないからだ」とは、セカンドレイプそのものの発言だ。
しかし町長を誰も制止せず、「(セクハラ告発は)草津町議会にとって、町民にとっても、経済にとっても、対外的にも非常に迷惑!」「レイプされたというのなら、なぜ即刑事事件にしなかったのか?」など新井氏を攻撃する議員ばかりなのだ。たとえ町長に加害の事実がなかつたとしても、議会そのものが十分にミソジニーであり、性暴力的だった。そしてその自覚が議員たちには全くない。たとえば、二〇二〇年一〇月七日の議会で、ある男性議員が新井氏がいかに信用できない人物であるかを語り、得意な調子でこう言つた。

「そういう方に対しても、そういう行為をおこすほど、黒岩町長はうかつな人ではないと思っているから、私は全く(新井氏の性被害を)信じていないわけです」

近では隣の議員が質問もせずに座っているだけの様子を批判的にSNSに記した埼玉県日高市議の田中まだか氏が、議員辞職勧告を受けた。二〇一〇年と一四年には徳島県藍住町で、西岡恵子氏が、自宅の光熱費が少ないことは居住実態がない証左だとされ、失職が可決された(西岡氏は裁判に訴え勝訴した)。

もちろん男性議員にも懲罰は与えられているが、地方議会の女性比率は全国平均で一六・六%(一九年)、女性がゼロまたは一人の議会は全体の四五%を占める。女性議員が圧倒的に少ない割に、女性への懲罰が目立つ。男性議員の懲罰の場合、公然猥褻で逮捕された港区議、女性議員の机を物色し刑事事件になつた富山市議、検便の入つた袋を投げつけ辞職勧告になつた岡山県赤磐市議などが記憶に新しい。

議会が先導するセカンドレイプ

告発後に新井氏が受けたことは、法的手続きを取つた抹殺行為に近いと言えるだろう。

町長は新井氏に四〇〇〇万円の請求をしている。町長の言い分が通れば、新井氏には相当の支払い義務が生じるため、町長は議員報酬を仮に差し押さえよう求め、裁判所はそれを認めた。また新井氏は支援者から無償で借りた家に暮らしていたが、水道料金の支払い実績がないとの理由で居住実態がないと疑われ、草津町議会は公正証書原本等不実記載の疑いで前橋地檢に新井氏を告発した。なにより新井氏の告発以後、草津町議会は相当な時間を割き、新井氏を責めたててきた。

たとえば二〇二〇年三月一日の議会では、町長室の写真

それにに対する新井氏の返答は見事だった。新井氏は男性議員にこう聞いたのだ。

「(あなたは)黒岩町長がうかつな人ではないから信じている。そういうことですか?」

それは、それまでさんざん「被害の証拠を出せ、証拠がないなら嘘」と断定し、ただ一人新井氏を擁護する男性議員に、「いつたい何の証拠があつて新井氏を信じるのか?」と責めてきた男性議員たちが、実は彼らが町長を感じる根拠もないのだ、ということを明らかにする切り返しだった。

性暴力は、ずっとこのように語られてきた。女は男を貶める、いったい嘘つきはどちらだ、と。国際的な#MeToo運動の潮流が暴いたのは、そのような視線こそがセカンドレイプであり、強姦神話なのだとという事実だ。草津町議会で行なわれたのは、事実を検証することもなく、性被害の声を強姦神話剥き出しの論理で潰す暴力だった。

被害者の話を聞くという原点

私が新井氏と初めて連絡を取つたのは、二〇二〇年一月だ。新井氏が自身の被害を告発してから約一年、草津町議会のことはどうすらと知つてはいたが、関わつてはこなかった。告発当初、新井氏はテレビ番組のインタビューに

いが、懲罰の基準の次元が女性たちとはあまりにも違う。

地方議会は興味を持たれることもなく、議員の名を知らない人も多い。小さな町であるほど名誉職としての要素が強く、地元の名士が慣習的に務めてきた。議員報酬は決して高くはなく、草津町は手取りで一八万ほどという。新井氏も一期目は議員一本だったが、二期目からは民間企業に務め、議員とダブルワークをしていた。後ろ盾のない女性が志だけで闘うには、ハードルが高い世界だ。

かた 図2 フラワーデモに立つ新井祥子元草津町議（筆者提供）



「私はおばさんだし」と自虐的に語つたり、性被害を現するようなこともあった。新井氏の最初の告発のきっかけとなつた男性ライターによる電子書籍は、性被害の告発というよりも、性的スキャンダルに重点をおい

見聞きすることが増えた。発信者の多くは女性政治家たちだった。特に三井マリ子さんが熱心に、これは現代の魔女狩りだ、という危機感を語っていた。そこでようやく私は草津町議会をネットで視聴し、その暴力性に衝撃を受けたのだ。そして新井氏を支える人には元議員や、組織から排除された女性たちが少なくないことを知った。新井氏が受

信じ、サポートする仲間がいたことは大きかったはずだ。他者に信じてもらえることがどれほど私たちを救うのか。そのことを新井氏との出会いで改めて実感している。

暴言飛ひ交う議場

新井氏と語り、実際に草津町の議会を傍聴したのは一二月一日、リコール直前の議会だ。傍聴席は一二人入るところ、私を含めて五人の女性が傍聴していた。女性が約半数を占めるのは相当珍しいことだったのだろう。休憩時間に男性議員たちが「傍聴席の奴らがいるからやりにくい」と大声で言っているのが聞こえてきた。うつかりにもほどがあると思うが、それがストレートな感想なのだろう。

傍聴席には高齢男性たちが並び、始終暴言を吐き続けていた。新井氏を「嘘つき」「(あんな女とは)犬でもしない」など、激しい言葉で罵った。一方、議場では町長が「あなた(新井氏)の仲間がきてる」などとこちらを意識しながら自身の主張を時間を割いて繰り広げた。議会というより、新井氏が裁かれる現場にいるようだった。閉会後、突如、

背後の男性等が一町長室見てけば、新井の嘘が分かるから」と声をかけてきた。「わたし町長室入ったのよ」「って言えるよ」などとふざける調子で。一緒にいた女性が肯くと、傍聴席から男性は町長を呼び、「町長室に入れてあ

「げてよ」と慣れた調子で頼み私たちは町長室に招かれた。全面大きな窓のある広々とした町長室で、町長は「こんな窓があるところで出来ない」と自身の潔白を語った。ひととおり町長の主張を聞いた後、役場から出ようとすると、険しい形相の男性職員が私を追いかけてきた。「写真、撮ってましたよね」草津町役所の中には、いたるところに「撮影及び録音を禁ずる」という内容の貼り紙が町長の名で貼り出されていた。私は写真は撮っていないかったが、男性の切羽詰まった表情が怖かった。「いいえ」と言いつながら、やはりと思い直し、町長に個人的に話を聞くために、改めて議会のある階に戻ることにした。幸い町長が廊下にいたので、そのままいくつかの質問をぶつけた。一番ききたかったのは「リコールはやり過ぎでは」ということだつたが、その質問には「主觀の問題でしょう」とサラリと返し、議会と同じ潔白の主張を繰り返した。途中、町長室に入つて話しましょと数度言われたが断つた。すると「町長室に入つたら犯されるつて、警戒されちゃつたよ」と私の背後で町長の仲間が笑うのだった。

町長と直接話したことで、後日ちょっととしたことが起きた。一二月一四日に外国特派員協会に草津町長が招かれた時のことだ。町長は質問に答えるなか、脈絡なく突然、私の名前を出したのだ。「北原みのりという方が町長室に入

けていることは、社会の構造的な問題であり、政治の問題であり、看過すべきでない性差別だった。ようやく黙つている場合ではないのだと背中を押された。新井氏とまずは会って話して、私に何が出来るのかを考えたいと思つた。性被害者は語れない、と長い間言われて来た。フラーーデモで性被害者たちの語りを聞いていると分かるのは、彼女（彼）等の多くが、言つても信じてもらえないという諦めから沈黙することだった。証拠もなく、目撃者もいない。なにより相手は自分よりもずっと社会的地位も信頼もある人であることが多い。だから、黙る。特にミソジニー社会で、女性の言葉は軽く扱われ、人生そのものが軽視される。だからこそフラーーデモで意識したのは、まずは女性を女性が信じよう、ということだった。そのことによつて、私たちちはようやく語りはじめることができる、自分の言葉を聞いてもらえる場があつてこそ、私たちは発話できるのだ。新井氏が最初に告発した状況は、「誰にも信じてもらえない」なかでのもがきだったのかもしれない。私が出会った新井氏は、自虐しながら性被害を語つていた時の自信のなさはなく、言葉の力のある知的な人だった。もともとそのような人だったのかもしれないが、この一年で新井氏を

「北原さんは入ったと言つてます」と聞いた。すると町長は北原は絶対に町長室に入つてないと断言し、小川さんが確認するように「一度も入つてないんですね」と重ねると、「入つてない」と力強く言つた。

客観的にはどうでもいい話だと思う。しかし私としては多少不気味だった。私が町長室に入ろうが入らなかろうが、原稿の内容に変化はない。だが公の場で一方的に「北原か町長かどちらかが嘘をついている」というフレームがつくられた氣味悪さを味わつた。まるで私に瑕疵があるようなストーリー作りだ。

幸い、私が町長室にいる写真を友人が撮っていた（町長の許可の上。念のため）。それでもたつた二週間前の記憶がなく、間違つたことを断定できる姿勢には疑問を持たざるを得ない。

それでも私が感じたのは怒りよりも、不安だった。自分の名が突然、記者会見の場で語られるのを聞きながら思い出していたのは、私を必死に追いかけてきた男性職員の顔だった。安全ではない場で、自分の声が聞かれず、信

地位か、俺の人生を破壊したいのか、と怒る。

実際に性加害していても加害の意識がないことは多く、それは認識の違いというより、そもそも性暴力が何かを知らないようである。だから余計に怒りと被害感情を深めてしまうことは珍しくない。女性が黙つてさえいれば、なかつたことになる暴力だからこそ。

新井氏と町長の間に何があったかは、誰にもわからないことだ。私は事実を認定する立場はない。ただこれまで多くの性被害者の声を聞いてきて実感するのは、性被害の声をあげる行為に、爽快な勝利もなければ、ゴールもないことだ。それでも多くの被害者は「なかつたことにはできない」と、自ら命を奮い立たせるように声をあげてきた。ましてや公的な地位にある人を訴えることは、その分こちらの返り血も相当なものになり、受ける傷は深い。新井氏

頼できる事実がなにか分からず、噂や臆測が情報となり、強い声の断定が眞実になり、他と違う声をあげることを諦めたくなるような閉塞感。そのような奇妙な不安を私も強いらしているような気持ちになつたのだ。

「法」が抹殺する声

草津町議会では、「日本は法治国家です」という言葉が何度も語られていた。法治国家として合法的に議員は排除され、合法的に給与は差し止めされ、合法的に失職させられる。彼女が犯したのはいつたい何の罪なのだろう。それでも合法的に洗練された手続きで排除は肃々と行なわれた。法治国家というならばナチスドイツもそうでしたよ、と嫌味も言いたくなる。合法的なジエノサイドは可能だつたよう、この国を生きる女性たちが合法的に静かに虐殺をされているのを私たちは、ずっと黙殺してきたのかもしれない。多くの街で、多くの議会で、多くの組織で。少なくとも二〇二〇年、一人の女性議員が合法的に抹殺される姿を、私たちはただ見続けることしか出来なかつた。

性暴力を告発された側は、驚くほど同じ反応をする。性暴力事件の裁判を傍聴して分かるのは、訴えられた男性たちの最も強い感情が被害者意識であることだ。自分を受け入れるはずの女性からの告発に驚き、目的は何だ、金か、おかれている状況がそのようなものだと思う。声をあげればどういう状況になるか、約二期近く、たつた一人の女性議員であった新井氏が一番わかつていただけだ。

まずは性被害者の言葉を聞く、それが国際基準の人権であり、性暴力問題への向き合い方である。そこから始めなければいけない。力強く声を潰そうとセカンドレイプを議場で繰り返してしまった草津町議会がみせたのは、この町で性被害を告発しても誰も助けてくれないのでないかという恐怖だ。その恐怖は容易に人を飲み込む。だからこそ私たちは、もう黙るわけにはいかないのだと思う。私たちがこれ以上、静かに殺されないために。合法的に声が消されないために。

記憶で書き直す歴史

「慰安婦」サバイバーの語りを聴く

韓国挺身隊問題対策協議会・一〇〇〇年女性国際戦犯法廷証言チーム
金富子、古橋綾編訳

一九九三年からの証言聞き取りは、二〇〇一年の本書で「問うから聴く」へと大きく転換し、その後の韓国の口述史の深化を決定づけた。被害にとどまらないその人生の語りは、被害者イメージの「紋切り型」を脱した、多様で豊かな「慰安婦」像を読者に提供する。

岩波書店